

次のとおり事後審査型一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和2年9月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

第1 入札に付する事項

公共下水道築造工事 奈良市西木辻町地内（各工事の発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、参加資格、事後審査の有無については別表のとおり）

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者に必要な資格は、次に掲げる全ての事項に該当するものとします。なお、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

- 1 令和2年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格者のうち、本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる建設業法上の業種の許可を有する者であること。
- 2 別表の参加資格に掲げる登録業種、等級及び区分（奈良市企業局入札参加者等審査会事務要領による。）に該当し、建設業法の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- 3 当該工事を下請負する場合、元請工事における下請金額の合計が4,000万円以上（税込）の場合は特定建設業の許可を有する者であること。元請工事における下請金額の合計が4,000万円未満（税込）の場合は一般建設業の許可を有する者で差し支えない。
- 4 現場代理人は、当該工事に常駐するものとし、予定価格が1,500万円以上（税込）の工事については、入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係にある者を配置できること。

- 5 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に基づく配置技術者は、入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。またその者は現場代理人を兼ねることができる。
- 6 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 7 奈良市企業局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

第3 設計図書等を示す日時及び場所

1 日時

公告日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

2 場所

奈良市企業局 経営部 経営企画課

（設計図書等は、奈良市企業局電子入札システムからもダウンロードできます。）

第4 開札の日時及び場所

1 開札日 別表のとおり

2 場所 奈良市企業局 1階 入札室

第5 入札保証金に関する事項

- 1 入札に際しては、奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項に該当する場合は、これを免除します。
- 2 入札保証金については、参加資格確認通知日に電子入札システムにて入札参加申請者に通知します。

第6 電子入札に関する事項

1 入札参加申請期間

入札参加を申請する者は、公告日から令和2年9月18日まで（奈良市の休日を定

める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに、奈良市企業局電子入札システムで入札参加申請を行ってください。

2 参加資格確認通知日

令和2年9月23日に電子入札システムにて入札参加申請者に通知します。

3 入札書の提出期間

令和2年9月24日から開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

4 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書

エ その他奈良市公営企業管理者の定める入札条件に違反した入札

オ 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとします。

5 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

ア 内訳書が添付されていない入札

イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

ウ 内訳書の日付が開札日でない入札

エ **内訳書に工事名称等の記入漏れ、又は間違いのある入札**

オ 内訳書のファイルが破損等により読み込めない入札

カ 内訳書の消費税額が10%で計算されていない入札

6 その他の詳細は、奈良市企業局電子入札運用基準によります。

第7 落札候補者の決定に関する事項

1 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者とし、安価な者から順位付けをします。また、同価格のため落札候補者の順位が同一となる場合は、電子くじを引いて落札候補者の順位を決定します。

2 落札候補者を決定した場合は、当該案件の全ての入札参加者に対して、落札候補者の決定及び候補者の順位を電子入札システムにて速やかに通知します。また、第1順位の落札候補者に対しては、第8で定める事後審査に係る書類の提出を求める旨を併せて通知します。

第8 事後審査に関する事項

第1順位の落札候補者は、下記のとおり、入札に参加する者に必要な資格の確認を行うための書類を提出して下さい。なお、提出後における書類の内容変更は認めないものとします。また、正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がない場合は、入札参加停止措置の対象となりますので十分ご注意下さい。

1 提出書類について

- (1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 配置技術者の資格等を証するものの写し、又は経歴書（実務経験のみの場合）
- (3) 入札参加申請日において継続して3か月以上の雇用関係が確認できるものの写し
- (4) 建設業許可通知書又は証明（確認）書の写し
- (5) 建設業許可申請書（控）の写し（営業所全ての専任技術者名が記載されている箇所。変更があった場合は、その届出書の写し）
- (6) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (7) 提出書類様式は奈良市企業局ホームページに掲載しています。

2 提出期間及び場所について

- (1) 提出期間 落札候補者決定日の翌日の午後3時まで（その日が本市の休日にあたる場合は翌開庁日）
- (2) 提出場所 奈良市企業局 経営企画課（奈良市企業局3階）

3 入札参加資格の審査について

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市企業局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後又は落札候補者決定後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、落札者となり得ません。

第9 落札者の決定に関する事項

- 1 審査の結果、第1順位の落札候補者が入札参加資格を有すると確認した場合は当該者に対して速やかに落札決定の旨を通知し、当該案件の全ての入札参加者に対して、落札者が決定した旨の通知を行います。
- 2 審査の結果、第1順位の落札候補者が入札参加資格を有していないと確認した場合

は、その者に対して失格の通知を行います。又、開札時に決定した次順位の落札候補者に対して、事後審査に係る書類の提出を求める通知をし、提出書類に基づいて資格審査を行い、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとします。

- 3 草刈委託・植栽管理委託等については、事後審査は行わず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で有効な入札をした者を落札者とし、同価格が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定します。

第10 その他

- 1 支払いは、口座振り込みとします。
- 2 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び施行令並びに、奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則によるものとします。
- 3 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局 経営部 経営企画課 総務係

電話 0742-34-5200（内線：272）

別表

令和2年9月15日 公 告 分

発注 番号	工事(委託) 名 称	工事(委託) 場 所	工 期	予定価格及び最低制限基準価格 (消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格				開 札 日 時 間	事後審査 書類提出期日
					建設業法 上の業種	企業局入札参加有 資格者名簿による 登録業種	等級	区分		
1	公共下水道築造工事	奈良市西木辻町地内	契 約 日 ↓ 令和3年2月26日	予定価格 15,794千円 最低制限基準価格 11,925千円	土木	土木	C	2	(電子入札) 令和2年10月8日 午前9時30分	令和2年10月9日 午後3時まで

- * 入札参加申請書受付期間 : 9月15日～9月18日 午前9時～午後5時
- * 参加資格確認通知書発行日 : 9月23日
- * 入札書受付期間 : 9月24日～開札日前日(土日祝日を除く。) 午前9時～午後5時
- * **内訳書の日付は開札日を記入してください。**
- * **内訳書の消費税等相当額は10%に相当する金額を記載してください。**
- * 事後審査型一般競争入札についての注意
 落札候補者は事後審査を行いますので、提出期日までに下記の書類を全て、奈良市企業局経営企画課総務係へ持参してください。
 - ①事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
 - ②配置技術者の資格等を証するものの写し、又は経歴書(実務経験のみの場合)
 - ③入札参加申請日において、継続して3か月以上の雇用関係が確認できるものの写し
 - ④建設業許可通知書又は証明(確認)書の写し
 - ⑤建設業許可申請書(控)の写し(営業所全ての専任技術者名が記載されている箇所。変更があった場合は、その届出書の写し)
 - ⑥最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- * 草刈委託、植栽管理委託等は事後審査型に該当しません。
- * 落札決定通知書の受領について
 落札者へ交付する落札決定通知書については、落札者(代表者)へ交付するものとします。
 なお、落札決定通知書の受領を委任される場合は、ホームページより『委任状』をダウンロードしていただき、必要事項を記入・押印のうえ持参してください。
- * 経営事項審査の更新を行った方は、必ず奈良市企業局経営企画課総務係に写しを提出して下さるようお願いします。
 経営事項審査の有効期限は、審査基準日より1年7か月の間に限られています。(建設業法施行規則第18条の2)
 有効期限が切れた場合は、公共工事を請け負うことができません。(建設業法第27条の23)
- * 入札時に添付する内訳書には必ず工事名称等を記入してください。記入漏れや間違いがあれば失格となります。
 (ホームページに『内訳書』の雛形を掲載してしますのでダウンロードしてご利用下さい。)